

3-1-2 海外における持続可能な「公共調達」促進のための動向調査

公的機関の巨大な購買力を活用し、市場のグリーン/サステナビリティ化を促進する GPP/SPP 制度に対する関心は、世界的にも年々高まりをみせている。特に、環境規制を欧州経済発展に向けた国際戦略として位置付けている欧州では、CN やサーキュラー・エコノミーの実現に向けた重要施策として捉え、立て続けに公表している政策にてその活用について言及している。2022 年 3 月には持続可能な製品政策枠組みのパッケージ第 1 弾が発表され、エコデザイン規則案や持続可能な循環型繊維製品戦略などにその言及が含まれていた。第 2 弾は 2022 年 11 月 30 日に包装材と包装廃棄物に関する規則案とバイオベース、生分解性、堆肥化可能プラスチックに関する政策枠組み、第 3 弾は 2023 年 3 月 22 日にグリーン訴求指令案、製品の修理を促進する共通基準に関する提案が公表され、欧州の持続可能な製品の促進に向けた環境規制の大枠が見えてきたところである。本項では、いままで公表されてきた持続可能な製品政策枠組みパッケージの中から、GPP/SPP 制度に関連の深い施策を取り上げ、欧州とその主要国であるドイツの GPP/SPP 制度の法体系にも触れながら概説するほか、日本の GPP 制度への活用・展開を見据えて参考となる海外の取組事例を調査し、日本との比較を交えながら報告する。

そして、後半は 2023 年 3 月に公表されたグリーン訴求指令案について触れる。本指令案は、欧州で大きな問題となっているグリーンウォッシュ(環境によいと主張するものの、その実態が伴っていない主張)対策として位置付けられ、製品・企業等に対する環境主張は検証することが求められるほか、市場に流通する環境ラベルについても厳しい要件が設定される見込みとなっている。EU ではすでに公共調達指令において環境ラベルの活用要件を示し、入札の技術仕様を満たすことの証明方法の一つとして積極的な活用を推進しており、本指令案にて第三者機関による環境ラベル制度以外を制限することで、GPP で活用できる環境ラベルが収斂していくことが予想される。日本では GPP において第三者機関による環境ラベルの活用を十分に図ることを基本方針にて推奨しており、またその他の環境ラベルについてもグリーン購入法の判断の基準を適切に満たすものであれば、その活用を妨げるものではない。しかし、グリーンウォッシュに対する監視強化の動きは世界で進みつつあり、規制強化で先行する EU の動向を見極めることは非常に重要である。そこで、グリーン訴求指令案を調査するとともに、2023 年 10 月 24 日~29 日の期間にわたり欧州に渡航し、当該指令案を所管する欧州委員会及び EU 加盟国の代表としてドイツ連邦環境庁(UBA)、ブルーエンジェルの認証機関でもある RAL gGmbH に対面によるヒアリングを実施し、その最新動向を報告する。

1) EU、ドイツの GPP/SPP 制度の概要

(1) 欧州連合(European Union、(EU))

①EU 加盟国における GPP 制度の概要

EU 加盟国にとって GPP は自主的取組である。「Public procurement for a better environment (COM (2008) 400)(より良い環境に向けた公共調達)¹⁾」の中で、GPP を「公的機関が調達を行う際には、ライフサイクルを考慮し、より環境低減効果が高い商品、サービスまたは役務を調達するプロセス」と定義している。所管官庁である欧州委員会(European Commission: EC)は、14 商品カテゴリにおいて GPP 基準を策定し、EU 加盟国に GPP の導入を推奨しているほか、2020 年に発表されたサーキュラー・エコノミー・アクションプランに基づき、GPP 基準の最低必須要件化についても提案している。EU 域内の GPP の法的枠組みは、EU が締結している国際条約はもとより 2014 年に改正された公共調達指令(2014/24/EU、2014/25/EU、ほか)が主な法的根拠となっており、EU 加盟国はこの公共調達指令を国内法に反映させて、公共調達制度を運用している。

表 3-1-7. EU 公共調達指令の概要

指令名	対象	概要
<u>Directive 2014/24/EU²⁾</u>	中央政府や地方府など	公共工事契約、公共物品契約、公共役務契約のための裁定手続き調整に関する指令
<u>Directive 2014/25/EU³⁾</u>	右記の公益サービス事業者など	水、エネルギー、輸送サービス、郵便サービス各分野で事業を行う機関による調達指令
<u>Directive 2014/23/EU⁴⁾</u>		コンセッション契約に関する指令

しかし、GPP は EU 加盟国にとって自主的取組であるものの、公共調達に際し順守を義務付けている指令・規則があり、それらを以下の A~D に示す。

A. オフィス機器エネルギー効率ラベルプログラム規則 (Regulation (EC) No 106/2008)⁵⁾

中央政府がオフィス機器(パーソナルコンピュータ、ディスプレイや画像機器)を調達する場合、エネルギースタープログラム⁶⁾と同等のエネルギー効率を有しているオフィス機器を調達しなければならない。

B. クリーンでエネルギー効率のよい一般道路車両の推進に関する指令 (Clean Vehicles

¹⁾ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0400:FIN:EN:PDF>

²⁾ http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.094.01.0065.01.ENG

³⁾ http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.094.01.0243.01.ENG

⁴⁾ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32014L0023>

⁵⁾ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/106/oj> ※なお、追補規則として REGULATION (EU) No 174/2013 が発効されている(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32013R0174>)

⁶⁾ EU と米国環境保護庁(EPA)と締結されていたエネルギースター契約は、2018 年 2 月 20 日に期限切れとなっているが、欧州の公的機関は引き続きエネルギースタープログラム基準を参照することができる。

Directive – EU/2019/1161⁷

基準額を超えた車両の調達やリース、レンタル、レンタル購入契約、旅客道路運送サービスの提供に関する公共サービス契約、廃棄物収集サービス、郵便及び小包の輸送及び配達に関するサービス契約等を締結する場合、指令で定義された環境配慮車両を調達しなければならない。

C. エネルギー効率化指令 (Energy Efficiency Directive – EU/2023/1791)⁸

基準額を超える調達を行う場合、高エネルギー効率の物品、役務、建築物、公共工事を調達しなければならない。

D. 建築物のエネルギー性能に係る指令 (Energy Performance of Buildings Directive、EPBD-2018/844/EC)⁹

EU加盟国は、2021年以降に建築する全てのビルをほぼゼロ・エネルギー・ビル(Nearly Zero-Energy Buildings: NZEB)¹⁰にしなければならない。

ただし、本指令の改正案が2023年12月7日に欧州議会と欧州理事会で政策合意され、EU加盟国は以下の点が要求される

- (a) 2028年1月1日以降は、公的機関が所有するビルは、ゼロエミッションビル¹¹にしなければならない。
- (b) 2030年1月1日以降、すべての住居用及び非住居用のビルは、ゼロエミッションビルにしなければならない。

②GPP と環境ラベルとの関係

2014年2月の改正公共調達指令 2014/24/EU、2014/25/EU の公布により、これまでの公共調達指令においては要求仕様を満たすものとして環境ラベルの直接的参照に制約(調達仕様書に環境ラベルを要件として記載すること)があったが、調達者が環境ラベルを取得していることで要求する環境的仕様を満たすものとする旨を調達仕様書に明示することができるようになった。つまり、環境ラベル商品であることを調達条件の一つとして明記できるようになった(2014/24/EU 第43条)。対象とする環境ラベルの条件は以下のとおりであり、ISO14024 に準ずるタイプ I 環境ラベルはそれらを満足するラベルであると考えられる。なお、過年度調査での欧州委員会とのヒアリング調査において、本項目はタイプ I 環境ラベルを想定して規定され、WTO との整合も担当部署にて入念に確認したとのコメントがあった。

1. 対象契約に関連し、かつ対象契約の公共工事、物品、役務の定義が適切であること

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/1161/oj>

⁸ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AJOL_2023_231_R_0001&qid=1695186598766

⁹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2018.156.01.0075.01.ENG

¹⁰ エネルギー性能が非常に高いビルを意味し、必要なエネルギー量がほぼゼロ、あるいは非常に少ないビルで、その必要とされるエネルギーは、再生可能エネルギー(敷地内または近隣で生産される再生可能エネルギーを含む)によってかなりの程度まかなわれなければならない(出展：欧州委員会 ウェブサイト)。

¹¹ エネルギー性能が非常に高く、なおかつ必要なエネルギー量が非常に少なく、その必要なエネルギーは再生可能エネルギーで完全に賄われ、化石燃料による二酸化炭素の排出がない建築物(出展：欧州委員会 ウェブサイト)。

2. 客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること
3. 政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で開かれたかつ透明性のある制度であること。
4. 全ての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること
5. 環境ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められていること

③EU GPP 基準

EU の行政執行機関である欧州委員会は、様々なツールキットの開発や、グッドプラクティスの紹介等、EU 加盟国の GPP 導入をサポートしている。その EU 加盟国への GPP 導入を支援するアプローチの一つとして開発されたのが EU GPP 基準である。2024 年 1 月現在、14 の商品カテゴリ(表 3-1-8)において GPP 基準が策定され、EC のウェブサイト¹²に公開されている。EU GPP 基準には法的拘束力はないが、加盟国においては自国の GPP 政策への導入や使用が推奨されている。実際には、国家行動計画(National Action Plan)に EU GPP 基準をそのまま反映させている国や、EU GPP 基準に準拠した独自基準を策定している国などがある。また、EU の GPP 基準は、Core 基準と Comprehensive 基準の 2 つの異なるレベルの基準要件で構成されている。

- Core 基準：基本的な環境要件をカバーし、最低限の証明と低コストで適合を判断できるように策定されている。
- Comprehensive 基準：より効果の高い環境配慮商品を調達することを目的に、Core 基準より厳しい基準となっている。

表 3-1-8. EU GPP の商品カテゴリ

No	英語	日本語
1	Computers, monitors, tablets and smartphones	コンピュータ、モニター、タブレット及びスマートフォン
2	Data centres, server rooms and cloud services	データセンター、サーバールーム及びクラウドサービス
3	Electricity	電力
4	Food catering services and vending machines	ケータリングサービス及び自動販売機
5	Furniture	家具
6	Imaging equipment, consumables and print services	画像機器、消耗品及び印刷サービス
7	Indoor cleaning services	屋内クリーニングサービス
8	Office building design, construction and management	オフィスビルデザイン、建築及び維持管理
9	Paints, varnishes and road markings	塗料、ワニス及び路面標示
10	Public space maintenance	パブリックスペース維持管理
11	Road design, construction and maintenance	道路デザイン、建設及び維持管理
12	Road lighting and traffic signals	道路照明及び交通信号
13	Road transport	交通車両及びサービス
14	Textile products and services	繊維製品及びサービス

¹² URL : https://green-business.ec.europa.eu/green-public-procurement/gpp-criteria-and-requirements_en

(2) ドイツ連邦共和国

①GPP 制度の概要

ドイツの GPP は 1987 年に開始され、EU 公共調達指令を反映させたドイツ国内法及び規則のもとで、ドイツ連邦経済・気候変動省(BMWK)やドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省・消費者保護省(BMUV)、ドイツ連邦環境庁(UBA)の主導により展開されている。ドイツの調達手続きの実施に関する一般的な要件を「競争制限禁止法(GWB)¹³」にて定めており、契約の締結に際しては社会的及び環境的側面の考慮を要求している。そして、GWB の適用を受ける公共契約を締結する場合、及び契約当局が競争を組織する場合に従うべき手続きを「公共調達規則(VgV)¹⁴」にて規定しており、本条例が EU 公共調達指令を反映させているドイツ国内法に相当する。VgV 第 34 条にて、環境ラベルの要求事項を定めており、その内容は公共調達指令の「第 43 条環境ラベル」とほぼ同じ 5 事項(対象製品との関連、科学的根拠、透明性、利用容易性、第三者による基準設定)が設定されている。一方、EU 公共調達指令で定められている基準額以下の調達については、「閾値以下の調達規則(UVgO)¹⁵」にて手続きが規定されており、本規則においても環境に配慮すること、並びに環境ラベルの活用が推奨されている。

ドイツの GPP は推奨レベルではあるものの、連邦政府に対しては、一部の品目においてその取組が義務化されているものがある。VgV 第 67 条では、エネルギー関連の物品もしくはサービスを調達する場合、最も高いエネルギー効率クラスの物品を調達することを求めている。本項目での規定は、EU が加盟国の中央政府機関に対して、エネルギースタートプログラムと同等のエネルギー効率を有しているオフィス機器の調達を義務付けているオフィス機器エネルギー効率ラベルプログラム規則(Regulation (EC) No 106/2008)を考慮した要件と思われる。中央政府がオフィス機器(パーソナルコンピュータ、ディスプレイや画像機器)を調達する場合、エネルギースタートプログラムと同等のエネルギー効率を有しているオフィス機器を調達しなければならない

また、木材製品については木材製品の調達に関する共同法令¹⁶にて、合法的で持続可能な森林管理から作られた製品であることを証明しなければならず、入札者が FSC や PEFC、同等の証明書を提示する、もしくは個別の証拠を通じて証明を提供する必要がある。さらに、クリーン道路車両調達法¹⁷においては、一定の目標数値以上は、EU のクリーンでエネルギー効率のよい一般道路車両の推進に関する指令の基準値に適合する車両を調達することが求められる。「循環経済法(KrWG)¹⁸」では、公的機関の義務として、材料及び消費財の調達または使用、建築プロジェクト及びその他の発注を行う場合、省資源、省エネルギー、節水、低汚染物質または低廃棄物の生産プロセスで生産された製品であり、再生材料の使用、長寿命化、修理可能性などを考慮した製品を優先する必要が定められた。

¹³ <https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/> (ドイツ語)

¹⁴ https://www.gesetze-im-internet.de/vgv_2016/ (ドイツ語)

¹⁵ https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Downloads/U/unterschwellenvergabeordnung-uvgo.pdf?__blob=publicationFile&v=4 (ドイツ語)

¹⁶ https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_22122010_NII4421040.htm (ドイツ語)

¹⁷ <https://www.gesetze-im-internet.de/saubfahrzeugsbeschg/> (ドイツ語)

¹⁸ <https://dejure.org/gesetze/KrWG/45.html> (ドイツ語)

②GPP と環境ラベルの関係

前項のとおり、VgV が EU 公共調達指令の内容を反映させたドイツの国内法となっており、第 34 条にて環境ラベルの活用要件について定めている。ドイツ GPP の所管官庁の一つである UBA は、GPP 専用のウェブサイト(図 3-1-9.)¹⁹を設け、法的枠組みや入札推奨事項、環境基準データベース、ライフサイクルコスト算定、優良事例集などのコンテンツを作成し、GPP の導入を促進している。約 80 の製品グループにおいて、入札で考慮すべき環境要件に関する情報をとりまとめしており、ガイドラインとしてその情報を公開し、その多くはブルーエンジェルの基準を参考に作成されている。環境基準データベースでは、前述のガイドラインを策定している品目に加え、ガイドラインは作成していないものの、GPP の参考となるようブルーエンジェルや EU コラベルなどの環境ラベルのほか、推奨事項をとりまとめて公的機関の GPP をサポートしている。(図 3-1-10.)²⁰

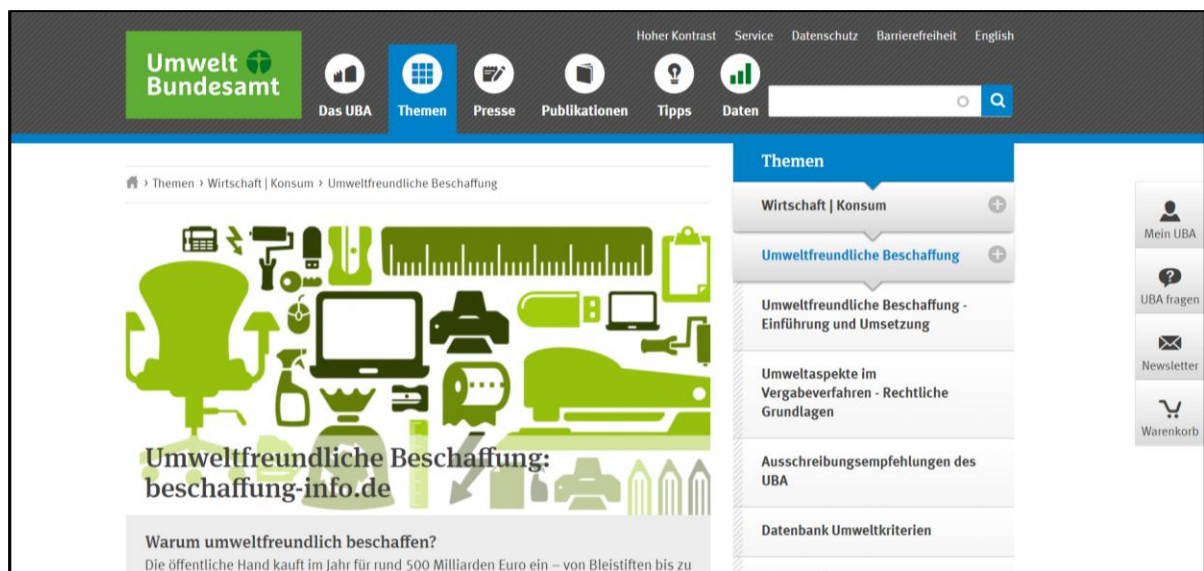


図 3-1-9. ドイツ GPP 専用ウェブサイト

¹⁹ <https://www.umweltbundesamt.de/themen/wirtschaft-konsum/umweltfreundliche-beschaffung> (ドイツ語)

²⁰ <https://www.umweltbundesamt.de/themen/wirtschaft-konsum/umweltfreundliche-beschaffung/ausschreibungsempfehlungen-des-uba> (ドイツ語)



図 3-1-10. 印刷機能のある機器(左)、電力(右)のグリーン調達ガイドライン

表 3-1-9. 環境基準データベースの掲載品目

商品カテゴリ	No	品目	ガイドライン
建設	1	建物	○
	2	建設機械	○
	3	その他の建材	
	4	断熱材	
	5	新築及び改修の一般要件	
事務用品	6	紙・印刷物	○
	7	印刷用紙	
	8	再生インクカートリッジ・再生トナーカートリッジ	○
	9	再生プラスチックから作られた製品	○
	10	筆記具	○
	11	段ボールを再利用した製品	○
	12	太陽光発電製品	○
	13	再利用可能な輸送用梱包材	
	14	紙製品(封筒を含む)	
契約	15	エネルギー契約	
車両	16	カーシェアリング	
	17	公用車(清掃車とゴミ収集車)	○
	18	バス	○
	19	電動自転車	○
	20	乗用車	
	21	自動車用タイヤ	
ガーデニング・造園	22	研磨剤	
	23	ガーデニングツール	○
	24	ガーデニングアクセサリ	
内装工事用資材	25	床材用接着剤及びその他の施行材料	○
	26	内装用プラスター	○
	27	内装用塗料	○
	28	繊維床材	○
	29	壁紙およびウッドチップ壁紙	○
	30	木製床材、パネル、ドア	○
	31	弾力性のある床材	○

商品カテゴリ	No	品目	ガイドライン
	32	インテリアアクセサリ	
	33	鋳物床材	
	34	ワニス及び塗料	
家電製品	35	掃除機	○
	36	ケトル	
	37	オーブン及びレンジフード	
	38	食器洗い機	
	39	洗濯機及び洗濯乾燥機	
	40	冷蔵庫及び冷凍庫	
	41	ソフトウェア	○
情報通信技術	42	サーバー及びデータストレージ製品	○
	43	携帯電話、スマートフォン、タブレット	○
	44	印刷機能付き機器	○
	45	ポータブルコンピューター	○
	46	電話システム及び有線 VoIP 電話	○
	47	データディスクシュレッター	○
	48	自動スイッチオフ機能付き電源タップ	○
	49	ワークステーションコンピューター	○
	50	デジタルプロジェクタ	
	51	データセンター	
	52	デジタルコードレス電話機	
	53	キーボード	
	54	テレビセット	
	55	モニター	
	56	シンクライアント	
食事及びケーターリング	57	食事及びケーターリング	
家具	58	木材及び木質材料で作られた家具及びすのこフレーム	○
	59	布張り家具	○
	60	椅子	
ごみ及び廃棄物容器	61	再生プラスチックから作られた製品	○
持続可能なイベント	62	持続可能なイベント	○
清掃・衛生	63	吸水性衛生用品	○
	64	ハンドドライヤー	○
	65	クリーニングサービス及びクリーニング剤	○
	66	衛生用紙	○
	67	ボディクレンジング、化粧品、衛生用品	
	68	害虫駆除	
電力	69	グリーン電力	○
技術建築設備	70	配管器具	
	71	照明(屋内外照明)	
繊維製品・靴	72	靴	○
	73	衣料繊維・下着	○
	74	寝具・ベッドリネン	○
	75	マットレス	
	76	その他の繊維製品	
供給と廃棄	77	供給と廃棄	
熱供給	78	給湯と貯蔵	
	79	再生可能エネルギー	
	80	熱電併給(CHP)	

出典：UBA ウェブサイト

(3) GPP 制度に関する日本との比較

表 3-1-10. GPP 制度に関する日本との比較

国	欧州連合(EU)	ドイツ	日本
GPP を規定する法令	公共調達指令(2014/24/EU)	・競争制限禁止法(GWB) ・公共調達規則(VgV) ・閾値以下の調達規則(UVgO)	グリーン購入法
特定の品目の調達を義務化させる法令	・ オフィス機器エネルギー効率ラベルプログラム規則 ・ クリーンでエネルギー効率のよい一般道路車両の推進に関する指令 ・ エネルギー効率化指令 ・ 建築物のエネルギー性能に係る指令	・ クリーン道路車両調達法 ・ 木材製品の調達に関する共同法令 ・ 循環経済法(KrWG)	なし
GPP の活用に関する上位法・上位政策	・ 欧州グリーンディール ・ サーキュラー・エコノミー	左記に準ずる	第五次環境基本計画
GPP の活用に関する法令	・ エコデザイン規則案 ・ 持続可能な循環型繊維製品戦略 ・ 建設資材の持続可能性に関する規則の改正案	左記に準ずる	プラスチック資源循環法
所管官庁	欧州委員会 (EC)	・ ドイツ連邦経済・気候変動省(BMWK) ・ ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省・消費者保護省(BMUV) ・ ドイツ連邦環境庁(UBA)	環境省
法的拘束力(中央省庁等)	推奨	推奨	義務(調達方針を作成・公表し、調達方針に則って調達)
GPP 基準	○(14 品目)	なし ※80 品目でガイドラインの作成や参考環境ラベルを紹介	○(22 分野 287 品目)
GPP での環境ラベル参照/推奨	EU エコラベル(タイプ I)、その他のタイプ I 環境ラベル	ブルーエンジェル(タイプ I)、他	エコマーク、他
環境ラベルの参	公共調達指令第 43 条で参照可能な環境	VgV 第 34 条にて参照可能な環境ラベル	第三者機関による環境ラベルの活用を推

照方法	ラベルの要件を設定	の要件を設定	奨
参照する環境ラベルの選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベル要件は ISO14024(タイプ I)を参考 タイプ I 準拠のスキームで認証されていることを考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 参照可能な環境ラベルの要件に適合するブルーエンジェルを選定 	「判断の基準」の上位互換であるか
環境情報の法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> 不公正取引慣行指令 (UCPD) グリーン訴求指令 	<ul style="list-style-type: none"> 不公正競争防止法 (UWG) グリーン訴求指令に準じ、国内法にて整備予定 	環境表示ガイドライン
入札仕様書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> 技術仕様の定義、証明手段の一つとして記載 	<ul style="list-style-type: none"> 「ブルーエンジェル適合、または同等のもの」等を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 「エコマーク認定基準適合、または同等のもの」を記載
ライフサイクルコストの考慮	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト算定ツールを公開 	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト算定ツールを公開 	なし
各種ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> Public Procurement for a Circular Economy (2017) Buying Green! Handbook (2016) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 環境的及び社会的に持続可能な公共調達(2019) 革新的な公共調達(2017) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入の調達者の手引き エコマークとグリーン購入特定調達品目 ほか
トレーニングキット	<ul style="list-style-type: none"> 調達担当者向けに GPP の概要から品目ごとの参考資料を作成・公開 	<ul style="list-style-type: none"> 調達担当者向けに GPP の概要から品目ごとの参考資料を作成・公開 	<ul style="list-style-type: none"> 実務研修会資料など公開
地方公共団体への GPP 導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ベストプラクティスの公開 	<ul style="list-style-type: none"> ベストプラクティスの公開 	<ul style="list-style-type: none"> ベストプラクティスの公開 実務支援
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受託)
WTO 協定 (GATT)の考慮	<ul style="list-style-type: none"> 公共調達指令は GPA に準拠する必要がある、両者は多くの点で類似 一定の環境ラベルのみを要求せず、要件を満たす他の証明手段も認める 	<ul style="list-style-type: none"> WTO との整合は EU 公共調達指令に依存 	<ul style="list-style-type: none"> 整合するように考慮されている

2) EU 持続可能な製品政策枠組みのパッケージ

(1) 欧州グリーンディール

欧州グリーンディールは、2050年までにカーボンニュートラルを達成するという最終目標のもと展開される一連の規制改革であり、EUのグリーン移行への道筋を描くことを目的としている。2019年に新しい欧州委員会が組閣された直後に発表した政策指針の6つの柱のひとつで、最優先政策に掲げ、化石燃料に依存する古い成長モデルを新しい成長モデルに転換する成長戦略として欧州の産業競争力を強化するものであると、欧州委員会委員長ウルズラ・フォン・デア・ライエン氏は述べている。その政策分野は、気候、環境、エネルギー、輸送、産業、農業、研究とイノベーション、持続可能な金融と多岐にわたっている。さらに、欧州グリーンディールが掲げる2050年までに温室効果ガス(GHG)の排出量を欧州の産業競争力を強化しつつ実質ゼロにするという目標を達成するためには、サーキュラー・エコノミーの実現が中心的な役割を果たすとも同氏は述べている。欧州グリーンディールの主要ポイントは以下のとおりである。

表 3-1-11. グリーンディールの主要ポイント

<p>①循環型経済システムの転換 ↓ サーキュラー・エコノミー</p>	<p>あらゆる分野(経済、産業、生産・消費、大規模インフラ、輸送、食糧・農業、建設、税制、社会的利益など)でクリーンエネルギー供給のための政策を再考し、デジタル単一市場の実現とともに、根本的なシステムの転換をもたらす一連の政策設計 ↓ その中核がサーキュラー・エコノミー政策</p>
<p>②EU レベルでの社会政策 ↓ 公正な移行メカニズム</p>	<p>この転換は「公正で包摂的」であるべき ↓ サーキュラー・エコノミーへの転換によって衰退を招く化石燃料に依存してきた産業に対して、公正な移行を促進し、新たに生まれるグリーンビジネス分野での雇用への転換を段階的に進める</p>
<p>③資金の流れを根本的に変える方向性の提示 ↓ EU タクソノミー</p>	<p>10年間で総額1兆ユーロの投資を予定 ↓ EUと国家の予算、民間資本の誘致に留まらず、タクソノミー(グリーン投資分類)を定め、民間資本の流れをグリーン投資へと転換するサステイナブル・ファイナンスを組み込む</p>

(2) サーキュラー・エコノミー

①サーキュラー・エコノミーの概要

EUが推進するサーキュラー・エコノミー政策とは、今までの原材料採取から製造、使用、廃棄までの資源の直線的利用の経済モデルから、資源の再利用やリサイクル等を通して循環型の経済モデルへの移行を目指す政策である。EUではサーキュラー・エコノミーの実現により経済成長

と資源利用を切り離し、欧州の天然資源を保護すると同時に、持続可能な成長を後押しすることを目標に掲げている。サーキュラー・エコノミーの実現により、より健康的な地球を実現して汚染を減らす、水や土地利用などの天然資源への影響を軽減する、EU が初の気候ニュートラルを実現する大陸となるよう排出量を削減する、新たなビジネスチャンスと地域の質の高い雇用を創出する、より強靱なバリューチェーンを構築できるとしている。さらに、EU は今後 10 年間で消費フットプリントを削減し、循環型材料の使用率を倍増させるという具体的な目標も提示している。

表 3-1-12. サーキュラー・エコノミーが掲げる主な政策

プラスチック プラスチック生産と汚染に関する EU の行動は、サーキュラー・エコノミーの実現に貢献する	廃棄及びリサイクル 廃棄物の管理、処理、リサイクルに関する EU の行動	グリーン訴求 企業が誤解を招くような環境保護を謳うことを阻止するための新たな基準
製品の修理 簡単で魅力的な商品の修理を求める消費者の権利	繊維製品 繊維製品の生産と消費に取り組む EU の行動	グローバルレベルでのサーキュラー・エコノミー EU は世界レベルでサーキュラー・エコノミーへの道をリードする
重要原材料 EU の重要原材料に関する行動計画、及びこれらの原材料のリスト	産業排出 EU の産業排出削減行動	持続可能な製品 持続可能な製品を EU の常識とするための EU の施策

表 3-1-13. サーキュラー・エコノミー実現に向けた主なツールおよび手段

EU エコラベル EU の優れた環境ラベルを活用し、消費者がより環境に配慮した商品を選択できるよう支援	グリーン公共調達 グリーン公共調達のための自発的手段	欧州サーキュラー・エコノミーステークホルダー・プラットフォーム サーキュラー・エコノミーの幅広い分野で活動するステークホルダーを結集
持続可能な建築物 建物の持続可能性を評価・報告するための欧州共通のアプローチ	EU 環境技術の実証 実証プロセスを通じてグリーン技術の導入促進	エコマネジメント・監査制度 事業者の環境パフォーマンスを向上させるための EU の管理制度
原材料イニシアチブ EU における原材料の調達課題に取り組むための EU の戦略	エコ・イノベーション行動計画 サーキュラー・エコノミーにとって重要なエコ・イノベーションとグリーン技術の開発促進	サーキュラー・エコノミーのモニタリングの枠組み EU 加盟国のサーキュラー・エコノミー進捗状況のモニタリング
原材料に関する欧州イノベーション・パートナーシップ 原材料に関する課題への革新的なアプローチのためにステークホルダーを結集	環境フットプリント手法 製品及び組織の環境フットプリント手法を通じた環境パフォーマンスの測定	

②新サーキュラー・エコノミーアクションプラン

欧州委員会は、2020年3月に「新サーキュラー・エコノミー・アクションプラン²¹(以下、「新CEアクションプラン」)」を公表した。この新CEアクションプランは、2015年に公開した「サーキュラー・エコノミーアクションプラン(First Circular Economy Action Plan)²²(以下「旧CEアクションプラン」という。)」を更新する形で発表されたものである。なお、旧CEアクションプランでは54の具体的な取組が策定されており、欧州委員会によると一部の取組は継続されているものの、2019年までにその多くが作業を完了したと述べている。新CEアクションプランの特筆される点は、サーキュラー・エコノミーの理念に基づき、製品とサービスの持続可能な生産を後押しする政策の枠組みを定め、加盟国が自国の国家戦略に統合できるよう戦略的方向性を示していることである。(3)項にて後述するとおり、エコデザイン規則案に代表される持続可能な製品を促進する法令をはじめ、消費者の修理する権利や消費者が十分な情報を得たうえで購買選択を行えるよう製品・サービスの情報提供についての規制など法制化が進んでいる。新CEアクションプランのポイントは表3-1-14.のとおりである。

表3-1-14. 新CEアクションプランのポイント

最重要施策	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な製品政策の立法イニシアチブを提案 新しい修理する権利の構築 グリーン公共調達のみニマム要件やモニタリングの必須化
製品に資する施策	<ul style="list-style-type: none"> 製品の耐久性、再利用性、アップグレード性、修理可能性の向上、製品中の有害物質対応、エネルギー効率、資源効率の向上 製品性能・安全性を確保しつつ、製品のリサイクル材利用率の向上 再製造/高品質リサイクルの可能性確保 カーボンフットプリント、環境フットプリントの削減 シングルユース製品の制限、規制
分野横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> サーキュラー・エコノミーの考え方をEUタクソノミー規則に組み込む 金融商品のEUエコラベル基準の策定

(3) EU 持続可能な製品政策枠組みパッケージ

そして、新CEアクションプランに基づき、複数の規則や指令、戦略を含む政策パッケージが2022年3月の第一弾を皮切りに、2024年3月現在、第三弾まで公表されている。主な改正法令とその概要は以下のとおりである。

²¹ https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_en

²² https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/first-circular-economy-action-plan_en

表 3-1-15. 持続可能な製品政策枠組みパッケージ

政策名称	主な内容・ポイント
第一弾(2022年3月30日公表)	
エコデザイン規則案 (ESPR)	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエコデザイン指令を規則に格上げ 対象製品を電子・電気機器からほぼすべての製品に拡大 消費電力に加え、耐久性や修理可能性、再生材料の使用などの要件を設定 デジタル製品パスポートの義務化 GPP 基準の適用義務化 未使用繊維製品の廃棄禁止 2023年12月5日、EU 理事会と欧州議会で暫定政策合意
持続可能な循環型繊維製品戦略	<ul style="list-style-type: none"> エコデザイン規則案に対応した繊維業界向けの政策 同規則案の施行後に、法的拘束力のある製品別の要件を設定(製品別ルール) 循環性やその他の環境面での情報提供を義務化(デジタル製品パスポートの導入) 生産者責任の見直し(廃棄物枠組み指令の改正) GPP 必須基準の設定
建設資材の持続可能性に関する規則の改正	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者に、製品のライフサイクルにおける環境関連情報の開示を要求 リサイクル材料の優先利用、リサイクル材料の最低限の利用など環境・サステナビリティ要件の順守 公共調達に環境・サステナビリティに関する最低必須要件の設定し、詳細は実施法令(Implementing act)によって規定する 2023年12月5日に EU 理事会と欧州議会の暫定政策合意
消費者のエンパワーメントに関する指令案	<ul style="list-style-type: none"> 以下の2つの消費者関連指令の改正 <ol style="list-style-type: none"> ① 消費者権利指令(2011/83/EU) ② 不公正取引慣行指令(UCPD)(2005/29/EC) 「エコ」や「グリーン」等の曖昧な環境表現の禁止 第三者機関の検証システムをベースとしておらず、公的機関によって立ち上げられていない持続可能性ラベルの表示を禁止
第二弾(2022年11月30日)	
包装材と包装廃棄物に関する規則案	<ul style="list-style-type: none"> 原則として全ての包装材を 2030年1月までにリサイクル可能な設計にする プラスチック製包装材に関しては、2030年1月以降、種類に応じて 10%から 35%までのリサイクル済みプラスチックの最低使用要件を設定 原材料や再利用の可能性などの情報を含むラベルと QR コードを運送用を除く包装材に貼付する
バイオベース、生分解性、堆肥化可能プラスチックに関する政策枠組み	<ul style="list-style-type: none"> バイオベースのプラスチック原料の含有率を明記(それが可能でない場合は「バイオプラスチック」などの表記を避ける) 生分解性プラスチックについては、材料の特性だけでなく、それが使用される環境やリスク面まで考慮したシステムとして捉えなければならないとの原則を示した 堆肥化可能プラスチックは、原則として産業用途のみを推奨
第三弾(2023年3月22日)	
グリーン訴求指令案	<ul style="list-style-type: none"> 消費者のエンパワーメントに関する指令案で改正案が示されている不公正取引慣行指令(UCPD)に基づき、規制する環境主張の要件の詳細を規定する 製品あるいは企業に対する環境主張を行う場合は、外部の第三者機関による検証が必要 EU 市場に上市できる環境ラベルの要件の設定

	<ul style="list-style-type: none"> • 公的機関による新しい環境ラベル制度設立の禁止
<p>製品の修理を促進する 共通基準に関する提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の3つの消費者関連指令の改正を予定 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者保護協力規則(CPC 規則)(2017/2394) ② 物品販売指令(2019/771) ③ 代表訴訟指令(2020/1828) • 製造事業者に対して、法定保証の対象か否かにかかわらず、一定の条件で修理を義務付ける • 修理事業者を検索するオンラインプラットフォームの設置を加盟国に義務付ける

3) 海外の GPP 制度の先進事例

(1) EU 「GPP トレーニングキット」

①概要

EU の GPP を所管している欧州委員会は、公共調達担当者に限らず GPP に関する研修やワークショップを実施する GPP 制度のトレーナー向けの「GPP トレーニングキット」を開発し、ウェブサイト²³に公開している。このトレーニングキットは、6つの要点をまとめたモジュールと10の分野別モジュールで構成され、それぞれトレーナー向けの原稿を含むパワーポイント資料で用意されている。分野別モジュールには、欧州委員会が作成している GPP 基準の構成やその概要、環境への影響、環境に優しい代替手段などについて解説しており、実践的な内容となっている。

表 3-1-16. 要点ごとに作成されたモジュール

モジュール 1: グリーン公共調達・導入 環境上の利点と政策目標を達成するためのツールとしての GPP の役割	モジュール 2: GPP の戦略的側面 GPP を機関・団体内でどのように実装及び管理できるかについてのガイダンス	モジュール 3: GPP の法的側面 2014 年の公共調達指令に基づく GPP の法的枠組み
モジュール 4: 評価 入札前に GPP のニーズ評価を行う方法	モジュール 5: GPP とサーキュラー・エコノミー GPP を活用してサーキュラー・エコノミーへの移行をサポートするための実践的なガイダンス	モジュール 6: 市場への関与 市場関与が GPP の強化に役立つ理由と、それを実現するための実践的な手順

表 3-1-17. 分野別モジュール

モジュール 7.1: 屋内清掃サービス	モジュール 7.2: コンピュータ、モニター、タブレット、スマートフォン	モジュール 7.6: オフィスビルの設計、建設、管理
モジュール 7.7: 塗料、ワニスおよび道路標示	モジュール 7.8: 道路の設計、建設、保守	モジュール 7.9: 道路照明と信号機
モジュール 7.10 道路輸送	モジュール 7.11: 繊維製品とサービス	

²³ https://green-business.ec.europa.eu/green-public-procurement/gpp-training-toolkit_en

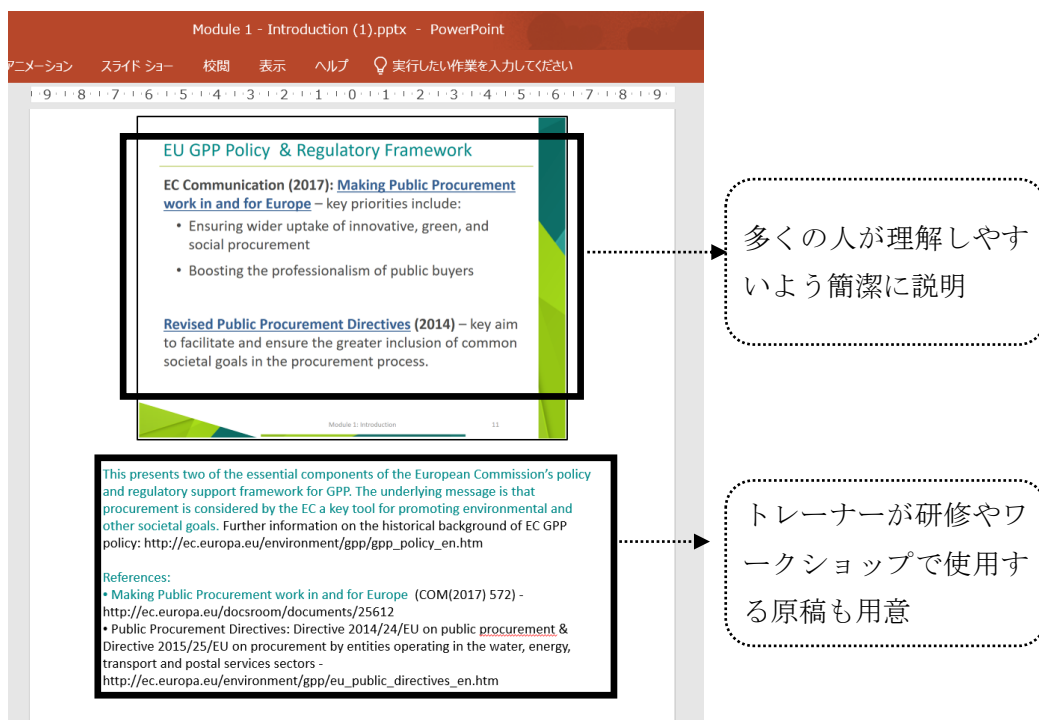


図 3-1-11. トレーニングキットの例

②日本のグリーン公共調達制度に導入する際の課題

日本の環境省も調達担当者向けに多くのツールを作成し、グリーン購入法のポータルサイト「グリーン購入法.net」に公開している。グリーン購入の調達者の手引きをはじめとした各種手引き、ガイドライン、環境表示及び信頼性確保に関する取組に関するパンフレット、さらには地方公共団体の取組支援の資料など多くの情報を発信しているが、この GPP トレーニングキットのような分野ごとによる参考資料は準備されていない。2024 年 3 月時点でグリーン購入法の基本方針に記されている判断の基準は 22 分野 287 品目に及ぶため、すべての分野・品目で作成することは現実的ではないが、調達担当者にとって難解な分野・品目に限って、GPP トレーニングキットのようなツールを作成することも考えられる。

(2) ドイツ「ライフサイクルコスト算定ツール」

①概要

ドイツの GPP 政策を所管しているドイツ連邦環境庁(UBA)は、製品・サービスの資源採取から廃棄までのライフサイクルを通して発生するコストであるライフサイクルコストの算定ツール²⁴を作成し、Excel ファイル形式で調達担当者向けに提供している。2024 年 3 月現在、コンピュータ、複合機、データセンター、モニター、床材、冷蔵庫、食器洗い機、園芸機器のライフサイクルコスト算定ツールが公開されている。この算定ツールでは、複合機であれば、年間エネルギー消費量(TEC)や各色のトナーカートリッジコスト、印刷速度の入力でライフサイクルコストの算定に加え、年間 CO2 換算量まで推定する仕組みとなっている。このような簡易な入力で算定できる

²⁴ <https://www.umweltbundesamt.de/themen/wirtschaft-konsum/umweltfreundliche-beschaffung/lebenszykluskosten>

仕様となっているものの、さらにドイツ連邦環境庁では本算定ツールの使用方法と調達プロセスでの活用方法など実践的な内容を解説しているガイドンス²⁵も作成し、調達担当者がよりライフサイクルコストの算定を容易に行え、より多くの公共調達で活用されるよう普及促進を図っている。

複合機

製品固有の前提条件	Einheit	
ライフサイクル計算の検討時間	a	3
電気料金 (商用)	€/kWh	0.212
実質電力料金の上昇	%	0.62
一般的な実買物価上昇率	%	0.58
電力排出係数	g/kWh	655
年間印刷ページ数	ページ/a	30,000
総プリント数に対するカラープリントの割合	%	20

必要な前提条件は入力済みとなっている

入力する情報はシンプル化されている

入力パラメーター

商品購入時の一括支払い	€	
購入価格		463.00
製品を購入するための一回限りの支払い総額		463.00

入力例が用意されている

消費関連コストの計算に関する情報		
年間エネルギー消費量 (TEC, kWh/年)*	kWh/a	97.80
黒色トナー カートリッジのコスト	€	107.46
ブラックのトナー カートリッジ範囲 (ISO/IEC 19752 または 19798 に準拠)	Seiten	7,000
トナー カートリッジ カラー 1 (シアン) のコスト	€	123.00
トナー カートリッジ範囲カラー 1 (ISO/IEC 19798 に準拠)	Seiten	5,000
トナーカートリッジカラー2(マゼンタ)の価格	€	123.00
トナー カートリッジの色の範囲 2 (ISO/IEC 19798 に基づく)	Seiten	5,000
トナー カートリッジ カラー 3 (イエロー) のコスト	€	123.00
トナー カートリッジの色の範囲 3 (ISO/IEC 19798 に基づく)	Seiten	5,000
印刷速度 (情報提供のみ)	Seiten/Min	32

必要な情報を入力する

ライフサイクルコストの計算

	Variante 1	Variante 2
全観測期間の現在価値		
調達コスト	Euro	463
エネルギーコスト使用段階	Euro	63
トナーコスト使用段階	Euro	2,726
使用終了費用	Euro	0
総ライフサイクルコスト	Euro	3,251 €
(1年あたりの現在価値)		
年間の比例調達コスト	Euro/年	154
年間エネルギーコスト使用段階	Euro/年	21
年間トナーコスト使用段階	Euro/年	909
年間費用 使用終了時	Euro/年	0
年間の総ライフサイクルコスト	Euro/Jahr	1,084 €
複合機の年間 CO2 換算量 kg CO2e/年	kg CO2e/Jahr	64

総ライフサイクルコストや年間 CO2 換算量が自動計算される

図 3-1-12. ライフサイクルコスト算定ツール(複合機)

²⁵ <https://www.umweltbundesamt.de/publikationen/umweltfreundliche-beschaffung-schulungsskript-2>

②日本のグリーン公共調達制度に導入する際の課題

現在、ドイツのような算定ツールは日本では作成されていない。製品・サービスのライフサイクル全般の環境負荷はもちろんコストについても考慮することは重要であることは明白であるものの、調達担当者が算定することは時間的にもコスト的にも容易ではない。建物や情報システムなど高額な契約となる公共調達においてはわが国でもその考慮を推奨しているが、単価の低い製品等を調達する場合は一般的ではないと思われる。前項のEU「GPP トレーニングキット」と同様にグリーン購入法の全分野・品目での作成は困難であるものの、ドイツの事例のようにライフサイクルを通してコスト増減の影響を強く受ける分野・品目を選定し、作成することができれば、大いに参考となる事例である。一方、比較的安価な契約額の入札では、最低落札方式が採用されることが多いが、会計法ではEU公共調達指令のようにライフサイクルコストの考慮には触れられておらず、日本で積極活用を図るためには法律の観点からその活用について検討する必要もある。

(3) ノルウェー「基準ウィザード」

①概要

ノルウェー財務省の一部局であり、すべての国営企業の管理業務並びに国営企業の約90%に金融サービスを提供しているノルウェー公共財政管総局(DFØ)のウェブサイトでは、公共調達担当者が入札仕様に組み入れたいサステナビリティ要件を自ら選定・作成できるシステム「基準ウィザード²⁶」を構築している。本システムは、画面上でわずか3つのステップをクリックして進んでいくと、入札で使用するサステナビリティ基準を作成し、かつダウンロードすることができる。

The image shows two screenshots of the 'Standard Wizard' system. The left screenshot displays a grid of product categories for selection, including 'Anlegg', 'Avfallsinnsamling', 'Bygg', 'IT-utstyr', 'Mat- og måltidstjenester', 'Møbler', and 'Transport'. The 'IT-utstyr' category is selected, and a callout box points to it with the text '製品分野を選定' (Select product category). Below the grid is a green button labeled 'Gå til kravene' (Go to requirements). The right screenshot shows the 'Kravspesifikasjon' (Requirement specification) screen. It lists several criteria under the heading 'Sirkulærøkonomi' (Circular economy). The criteria are: 'Batterikapasitet på bærbare PCer' (checked), 'Robusthet, bærbart' (checked), 'Utskifting av k...' (checked), 'Sikker innsamling, sletting, ombruk og gjenvinning av PC-er, skjermer og nettbrett' (unchecked), and 'Produktgaranti og garantireparasjon for bærbare PC-er' (unchecked). A callout box points to the checked criteria with the text '考慮したい要件を選定' (Select criteria to be considered).

²⁶ <https://kriterieveiviseren.anskaffelser.no/>

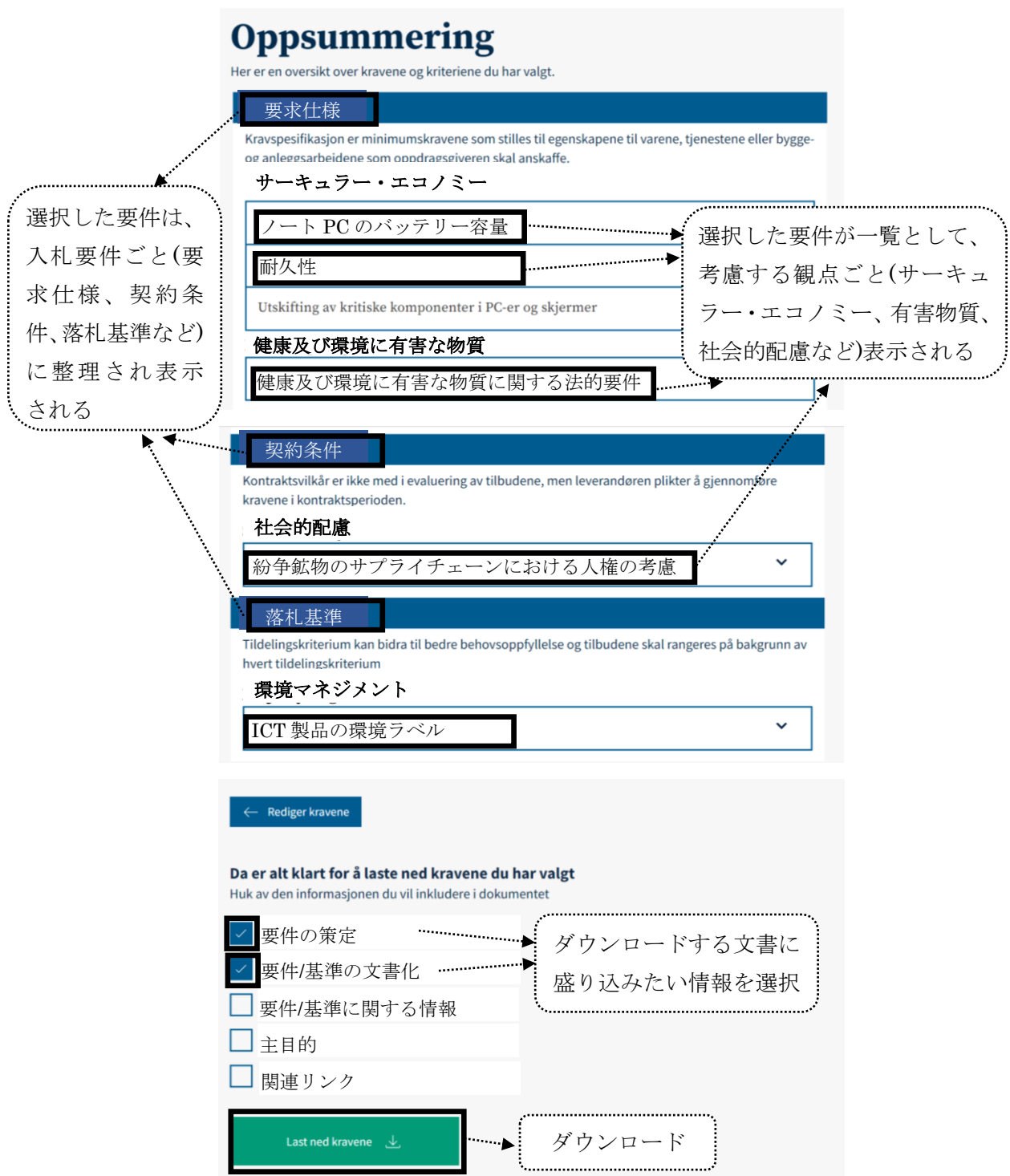


図 3-1-13. 基準ウィザード画面

②日本のグリーン公共調達制度に導入する際の課題

我が国では、ノルウェーの基準ウィザードシステムのように調達担当者が入札仕様に組み入れたい要件を自ら選定し、文書としてダウンロードできるシステムは導入されていない。環境省が毎年実施している「グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果(令和

4年度)²⁷」によると、調達方針を策定していない団体から調達方針を策定する上で最も必要と思われる国の支援として、「調達方針策定のための手順書やマニュアルの提供」が挙げられ、次点として「グリーン購入実施のための仕様書例や入札書式例の提供」が続いている。ノルウェーのようなシステムを日本でも構築することができれば、調達担当者向けの利便性の向上が期待されるが、グリーン公共調達の裁量が地方公共団体に留保され、各機関が独自の要件を設定する事例が多い日本の制度状況を鑑みると、システムの維持コストも踏まえ、その運用は容易ではない。

(4) デンマーク・コペンハーゲン「環境ラベルを基軸とした公共調達」

①概要

デンマークの首都であり、デンマークの地方公共団体において最大の調達規模を誇るコペンハーゲン市は、一定の条件下の入札にて環境ラベルの活用を義務付けている。調達品目を、コペンハーゲン市独自の調達分野はカテゴリ 1~3、コペンハーゲン市の SKI 協定に基づく調達分野はカテゴリ 1~4 に分類している。この分類は、各品目の北欧ノルディックスワン、EU エコラベル、TCO Certified のタイプ I 環境ラベル制度のライセンス数に基づいて決定される。SKI とは、Staten og Kommunernes Indkøbsservice A/S と名称のデンマーク政府が株式の 55%を保有する非営利団体の公開有限会社で、デンマークの公的機関に代わり調達契約を行う組織である。SKI が複数の公的機関の代表としてサプライヤーと調達契約を締結することで、スケールメリットを活用して高めた競争力を用いて調達コストの削減を図るスキームを SKI 協定という。コペンハーゲン市が公開し、活用を推奨しているタイプ I 環境ラベルのなかには、アジアで唯一、日本のエコマークも含まれている。

表 3-1-18. 環境ラベルの活用分類

カテゴリ 1	タイプ I 環境ラベルの認証製品が十分に市場に流通しているため、タイプ I 環境ラベルの要件を義務とする
カテゴリ 2	タイプ I 環境ラベルの認証製品がある程度市場に流通しているため、要求仕様を満たすことができるタイプ I 環境ラベルの認証製品が市場に存在する場合は、タイプ I 環境ラベルの要件を義務とする あるいは、タイプ I 環境ラベルの要件を落札基準として使用することも可能
カテゴリ 3	市場に流通しているタイプ I 環境ラベルの認証製品が限定的であるため、市場対話を実施し、市場に十分に供給されていると判断される場合は、タイプ I 環境ラベルの要件を義務とする あるいは、タイプ I 環境ラベルの要件を落札基準として使用する
カテゴリ 4	市場に流通しているタイプ I 環境ラベルの認証製品が確認できていないため、市場対話を実施し、タイプ I 環境ラベルの要件を要求できるか確認する必要がある。その場合は、タイプ I 環境ラベルの要件を落札基準として使用する

²⁷ <https://www.env.go.jp/content/000125847.pdf>

表 3-1-19. コペンハーゲン市独自の調達分野

<p>カテゴリ 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • チャイルドケア製品及びベビーケア製品(化粧品及び衛生製品を含む) • 子ども用おむつ(17~57kg の夜用おむつを除く) • 塗装用パテ • 床材(ビニールを除く) • 屋内・屋外装塗装 • 投資ファンド • 食堂運営 • リノリウムフローリング • パーソナルケア製品 • クリーニングサービス • 繊維サービス(ランドリー) • トナーカートリッジ(リサイクルされたもので、サービス契約を結んでいないもの) • 洗車及びケア用品 • 窓拭き
<p>カテゴリ 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 洗車サービス • 綿製の衣類(綿 100%の T シャツや下着など) • 充電式電池(単三形、単四形) • ホビー用品(ホビー用塗料) • 化学建材材料(接着剤、特定の充填剤及びシーリング剤) • プラスチック製のおもちゃ(砂遊び、水遊び、おままごとなど) • 子供用マットレス • 潤滑剤 • 木材-特に耐久性のあるもの(建築材料) • 木材保護材 • 屋外用家具
<p>カテゴリ 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 布製ベビー用品(キャリーバッグ) • バイオ燃料 • 建材(キッチン、ドア) • 建築用及びファサード用ボード • キャンプ場 • 使い捨て歯磨きシート • 食器類 • モバイルバッテリー • ホビー用品(ホビー用塗料を除く) • 建材用化学製品(ニス) • 遊具 • 玩具(自転車、木製玩具など) • 軽作業着(オーバーオール、ズボンなど) • 夜用おむつ(17-57kg) • 液体で損傷した電子機器のクリーニング • クリーニング店 • 皮革・皮製品 • 靴及びその他の履物 • 培地、土壌改良剤、トップコート • 屋外ドア
<p>カテゴリ 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その他の宿泊施設(ホステル) • 繊維製ベビー用品(乳母車など) • E コマース輸送 • 作業着

	<ul style="list-style-type: none"> • 衛生用品(フェイスマスク) • コーヒーサービス • コンポスト容器
--	--

表 3-1-20. コペンハーゲン市の SKI 協定に基づく調達分野

カテゴリ 1	<ul style="list-style-type: none"> • 使い捨て製品及び食品包装(使い捨て段ボールカップとコーヒーフィルター) • 使い捨て電池 • 衛生用品(紙おむつ、使い捨て洗濯バサミ、パッドなど) • 衛生用品(吸収性の衛生用品) • オフィス家具(棚、テーブル、オフィスチェア、スクリーン、食堂用椅子) • コピー用紙、印刷用紙 • 化粧品(ハンドソープ、クリーム、シャンプー、ウェットティッシュなど) • ろうそく • 食品及びベーキングペーパー • 食器洗い機用洗剤及びすすぎ補助剤 • 手洗い用食器洗剤 • 業務用食器洗い洗剤 • PC モニター • 洗浄剤 • マイクロファイバーを使用した清掃製品 • 布地用洗剤及び染み抜き剤 • トイレットペーパー、キッチンロール、ナプキン、ペーパータオルなど • 印刷物、メモ帳、その他付加価値のある紙製品 • 業務用洗剤
カテゴリ 2	<ul style="list-style-type: none"> • 家具及び備品(施設用家具及び会議用椅子を含む、棚、テーブル、事務用椅子、スクリーン、食堂用椅子を除く) • 事務機器(コピー機、複合機) • 大工道具 • オールインワン PC • ノートパソコン • ヘッドフォン(ヘッドセット) • デスクトップ PC • テレビ
カテゴリ 3	<ul style="list-style-type: none"> • 使い捨て製品及び食品包装(皿、ボウル、フリーザーバッグ、食器、段ボール以外の素材の使い捨てカップなど) • 使い捨て医療器具(使い捨てカテーテル) • ホテル • 会議センター(宿泊施設なし) • 事務用品(筆記具)
カテゴリ 4	ノルディックスワン認証製品がない品目でその他のタイプ I 環境ラベル認証製品がある品目

②日本のグリーン公共調達制度に導入する際の課題

設定された環境基準を踏まえ調達担当者が調達する製品が適合かどうか自ら判断するのではなく、環境ラベル認証製品を調達要件とすることは、調達担当者にとって適合判断が容易となり、環境配慮型製品の調達率が向上することが期待される一方、特定の環境ラベルのみを必須要件とすることは WTO ルールに抵触する恐れがある。過年度に実施したコペンハーゲン市の担当者と

のヒアリングでは、環境ラベルの要件を義務とする品目については、市場に特定の環境ラベル以外の認証製品も十分に流通していることを確認したうえで設定しているとの回答であったが、少なくとも十分に流通していることを立証するに足る説明根拠を整理する必要がある。日本のグリーン購入法の判断の基準では、一部の品目については既に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。」という文言が追記されているものの、コペンハーゲン市のように特定の環境ラベルのみをグリーン購入法のもとで義務化することは国際通商ルール上難しい。しかし、環境ラベルを環境配慮型製品の判断基準として活用する同市の手法は、必ずしも環境の専門家ではない調達担当者にとっては運用が容易となるため、義務化とはしないまでも、一定の公平性を担保することを条件に、より積極的な環境ラベルの活用方法を検討する際の参考となり得る事例である。

4) グリーン訴求指令案

(1) グリーン訴求指令案の概要

グリーン訴求指令案は、2023年3月22日に公表されたCEアクションプランに基づく政策パッケージの第三弾として公表された。2022年3月30日に発表された第一弾政策パッケージの一つである消費者のエンパワーメントに関する指令案を補完するもので、製品や企業に対する環境主張を規制するための詳細な要件を規定するものとなっている。消費者のエンパワーメントに関する指令案は、消費者保護に関する指令である不公正取引慣行指令(Unfair Commercial Practices Directive: UCPD、2005/29/EC)を改正するもので、「エコ」や「グリーン」等の曖昧な環境表現をすることのほか、第三者認証ではなく、また公的機関以外の任意のサステナビリティに関するラベルを表示することなどを禁止すること、環境主張をするためにはEU加盟国のISO14024に基づくタイプI環境ラベルの認証を取得することなどの要件を盛り込んでいる。このUCPDは幅広い規制や禁止事項を定める一般法である一方、グリーン訴求指令案はその詳細を規定する特別法という位置付けになっており、その規定内容は表3-1-21. に整理した。特筆する点としては、企業が主張する環境訴求及び環境ラベルについては、立証要件を満たさなければならないとともに、第三者機関による検証を受ける必要があるというものである。なお、環境ラベルへの要件については、ISO14024に則ったタイプI環境ラベル制度であれば全て満たすと考えられる。

UCPDの改正を含む消費者のエンパワーメントに関する指令案は、2023年9月19日に欧州議会と閣僚理事会で暫定合意されたのち、2024年1月17日に欧州議会にて賛成多数により承認され、欧州理事会でも同年2月20日に承認された。今後、EU官報に掲載されてから20日後に施行されたのち、加盟国は国内法を整備することが求められ、施行30カ月後から適用が開始されることとなる。一方、より詳細な要件を規定するグリーン訴求指令案は、2024年1月現在、欧州議会の委員会にて議論が行われており、本指令が発効されれば、EU加盟国は24カ月以内に同指令を反映させた国内法を施行しなければならないとされる。

表 3-1-21. グリーン訴求指令案の概要

	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"> 製品あるいは企業に対する自主的な環境訴求の文言あるいは環境ラベル EU の法令で規定されている環境ラベルは規制対象外(EU エコラベル、オーガニック(食品)ロゴ、省エネラベル、EMAS ロゴなど)
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業が環境訴求を行う場合、その訴求内容を立証するため第三者による検証を受ける必要があり、それらの情報を QR コードなどで消費者に開示する必要がある 環境ラベルに対しては、上記の立証要件や外部機関による検証、情報開示の要件を満たす必要がある EU 法に基づくものを除き、スコア表示による環境ラベルは認められない <p>EU 域内の環境ラベル制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関による新たな環境ラベル制度の設立禁止 公的機関による既存の環境ラベル制度は、本指令の要件を満たしている限り、使用が可能 新設される民間の環境ラベルは、本指令の要件を満たしているとともに、域内の既存の公的な環境ラベルに付加価値を与えると認められた場合にのみ承認される <p>EU 域外の環境ラベル制度</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに設立されている国または地域の公的機関による環境ラベル制度は、本指令の要件を満たしている限り、使用が可能 新しく設立される公的機関による環境ラベル制度は、本指令の要件を満たしているとともに、域内の既存の公的な環境ラベルに付加価値を与えると認められた場合にのみ承認される
グリーン(環境)訴求の立証要件	<ul style="list-style-type: none"> 訴求対象が製品・企業活動の全体あるいは一部であることを明確にする 起こり得るトレードオフを特定する 科学的根拠に基づき、関連国際基準を考慮している ライフサイクルでの環境への有意義な影響が認められる 気候変動や循環性、海洋資源、生物多様性などへの悪影響の有無を特定する その主張が法律で課される要件と同等でない 一般的な慣行よりも著しく優れている カーボン・オフセットによる環境主張を行う場合、自らの経済活動あるいは製品ごとの GHG 排出量とオフセットした量を分けた上で、全体の排出量に占めるオフセット量の割合や、計算方法などの情報を開示する 主張の対象となる環境側面等について入手可能な一次情報を含める 一次情報が利用できない場合は、二次情報を含める
環境ラベルの要件	<p>グリーン訴求の立証要件を満たすと同時に、以下の要件も満たさなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有権、意思決定機関、目的に関する情報は透明であり、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細であること 中小企業を排除しないように、参加条件は企業の規模と売上高に比例 基準は科学的堅牢性を保証できる専門家によって作成され、利害関係者によって検討 苦情および解決メカニズムの整備 不適合の対処手順、継続かつ重大な不適合の場合による環境ラベルの使用停止、撤回

(2) ヒアリング

①ヒアリング調査概要

本調査では、グリーン訴求指令案を所管する欧州委員会にその狙いや特徴に加え、EU での GPP への影響を直接ヒアリングするとともに、EU 加盟国の代表としてドイツ連邦環境庁(UBA)、そしてブルーエンジェルの認証機関として対応が求められる RAL gGmbH に対して現地を訪問した対面によるヒアリングを実施した。また、現地訪問の機会を最大限に活用するため、ドイツ・ケルンに開催された国際会議 Conference Sustainability of Products 及び世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)・年次総会(AGM)に併せて参加し、G7 参加国や先進国に限らず、世界の GPP や環境ラベルの取組等についても調査を行った。その詳細は 3 - 4 項にて報告する。

表 2-1-22. 欧州現地訪問スケジュール

日時	訪問先
2023 年 10 月 24 日(火)	日本出発、ドイツ到着
10 月 24 日(火) ※現地時間	Conference Sustainability of Products 場所：ドイツ・ケルン 会場：TÜV Rheinland AG 主催：TÜV Rheinland AG
10 月 25 日(水)	世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)・年次総会(AGM) 場所：ドイツ・ケルン 会場：TÜV Rheinland AG 主催：世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)
10 月 26 日(木)	世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)・年次総会(AGM) 以下、同上
	ドイツ連邦環境庁ヒアリング 場所：ドイツ・ケルン 会場：TÜV Rheinland AG
	欧州委員会ヒアリング 場所：ドイツ・ケルン 会場：TÜV Rheinland AG
10 月 27 日(金)	RAL gGmbH 場所：ドイツ・ボン 会場：RAL gGmbH
10 月 28 日(土)	ドイツ出発
10 月 29 日(日)	日本到着

②ヒアリング結果

i. ドイツ連邦環境庁

1.日時	2023年10月26日(木)	
2.場所	TÜV Rheinland AG (ドイツ・ケルン)	
3.ヒアリング先	団体名：ドイツ連邦環境庁(UBA) ラベル名：ブルーエンジェル 担当者：Dr. Johanna Wurbs 役職：Head of Section III 1.3, Ecodesign, Environmental Labelling, Environmentally Friendly Procurement	
4.出席者	公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 基準・認証課長 大澤 亮 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸	
5.ヒアリング内容		
	質問	回答
	ドイツは、どの法律を改正することによって、不公正取引慣行指令(UCPD)とグリーン訴求指令を国内法に反映させる見込みか。	競争制限禁止法(GWB)に反映させることになるだろう。
	UCPD 及びグリーン訴求指令によって、ドイツ GPP やブルーエンジェルにおいて制度上、影響を受けることを想定しているか。	GPP やブルーエンジェルにそこまで影響を与えるものではないという認識である。これらの指令の内容は、環境ラベルの活用をサポートするものであり、むしろブルーエンジェルの更なる活用を後押しするものであろう。またブルーエンジェル制度はグリーン訴求指令の要求事項に適合するものと考えている。
	ドイツの GPP やブルーエンジェルにカーボンフットプリント(CFP)に関する要件を組み込む予定はあるか。	<p>CFP を GPP やブルーエンジェルに組み込むことは、容易ではないと理解している。実際、気候に優しいサービスの調達に関する一般行政規則 (AVV Klima)によって、公共調達でのGHG 排出量の考慮が求められており、既に CFP が活用されている。CFP の活用に限ったことではないが、公共調達において GHG 排出量が少ない製品を調達する機会となっている。ドイツ政府は、国としてカーボンニュートラルを達成するため気候保護法(KSG)を制定し、その一つの手法として CFP が挙げられる。そして、CFP のデータを環境ラベルに組み込むことも一つの考えとしてはあるが、要求事項を策定するとなるとデータの比較が難しくなるため、組み込むことは非常に困難であると考えている。そのため、回答はイエスであり、ノーでもある。</p> <p>また、CFP に限るものではなく、環境ラベルではエネルギー効率においても取組を進めるべきで、カーボンフットプリントは減らす取組を行ったとしても、実際にどれくらい減らせているかは把握が難しいからである。また、CFP を算定しているからといって、製品が改善されているわけでも点も留意が必要である。環境ラベルに CFP を組み込むことは、もう少し先の話となるだろう。</p>

	GPPにおいては、どのように盛り込むかがカギとなるだろう。EU で議論されているエコデザイン規則案など、法的な拘束力を持った要求事項で規定することが一案だろう。その一例として、電池規則で GHG 排出量の申告が義務化される電池において、GPPにおいても同様な要件が課されることになる。
DPP(デジタル製品パスポート)をドイツの GPP やブルーエンジェルの基準要件に組み込む可能性はあるか。 また、DPP にブルーエンジェルロゴや情報を組み込む可能性はあるか。	デジタル製品パスポートの詳細要件は、エコデザイン規則案ではなく、製品ごとで設定されるものであるが、ブルーエンジェルの情報が組み込まれるよう議論しており、そうなることを希望している。



ヒアリングの様子

ii. 欧州委員会

1.日時	2023年10月26日(木)
2.場所	TÜV Rheinland AG (ドイツ・ケルン)
3.ヒアリング先	団体名：欧州委員会(Europen Commission) ラベル名：EU エコラベル 担当者：Ms. Emmanuelle Maire 役職：Head of Unit, Unit “Circular Economy, Sustainable Production, Products & Consumption”, DG Environment
4.出席者	公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 基準・認証課長 大澤亮 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
5.ヒアリング内容	

質問	回答
<p>ISO14024に基づくタイプ I 環境ラベルは、グリーン訴求指令第 8 条環境ラベル制度の要件 2 項の(a)~(f)すべての要件を満たしている。タイプ I 環境ラベルは、グリーン訴求指令の基準に適合している環境ラベルと判断してよいか。なお欧州公共調達指令(2014/24/EU)の第 43 条環境ラベルの要件も満たしている。</p>	<p>EU は自主的なアプローチから、より規制されたアプローチへと移行しつつある。これは、気候変動や生物多様性の損失、汚染問題に対応するためである。そのため、持続可能な製品のためのエコデザイン規制は、EU 市場から本当に持続可能でないものを排除するために、製品グループごとに対処する方向に進んでいる。そして、持続可能な製品にインセンティブを与え、何が消費者に受け入れられるのか情報をモニタリングする。その結果を踏まえながら、製品ごとに持続可能性を高めていくことになり、時間がかかると見込まれている。これは非常に強力な手段であるが、消費者も事業者がグリーン訴求について適切に発信することを望んでいる。</p> <p>しかし同時に、誤ったグリーン訴求を一掃し、グリーンウォッシュと闘うことも重要である。したがって、EU ではどのような製品が上市できるか厳しく制限することとなる。また一方で、事業者の自主的な主張によって発生する問題に対しては、低い水準であるものの強制的な取組を進めていたと同時に、調達担当者が適切な製品等を調達する公共調達等の自主的なアプローチも用いながら対応してきた。残念ながら、このアプローチでは十分な変化を起こすことはできないと判明した。そのため、EU では加盟国の公共調達を通じた強制的な取組を進めている。例えば、自動車用のバッテリー規制を導入し、EU エコラベルや GPP などの従来の自主的なアプローチから、EU 市場に製品を流通させる方法を規制する方向に進んでいる。</p> <p>グリーン訴求指令案の狙いは、タイプ I 環境ラベルを強化することである。しかし EU として、単にタイプ I 環境ラベルを強化するだけでなく、誤解を招く環境ラベルを排除することを大きな目的としている。既にタイプ I 環境ラベルを取得している事業者であれば、その制度が EU 市場で認められれば、より多くの顧客を獲得することができるようになり、結果的により多くの事業者がタイプ I 環境ラベルを取得することに繋がると考えている。なぜなら、事業者がタイプ I 環境ラベルを取得しなければ、製品が有する環境特性に関する主張を使用したい場合、その主張について立証する必要があり、立証できなければ、その主張を表示することができなくなるからである。そのため、グリーン訴求指令は最も信頼性の高い環境ラベルを強化するものであるといえる。一方で、欧州で認証されている既存のタイプ I 環境ラベルは、グリーン訴求指令にてコミュニケーションやガバナンスについて立証が求められることになる。つまり、日本で必要な事務手続きを行い、検証機関のチェックを受ければ、認証を取得している事業者も問題なく EU 市場にアクセスできるということである。</p> <p>どのような証明がタイプ I 環境ラベル機関に必要なことになるか回答する。この指令案では、欧州全土に検証機関を設立することになっているが、この検証機関は既に EU レベルで認定がされている仕組みがあり(EU エコラベルにて、認証機関として認定を受けている EU 加盟国の検証機関を指していると思</p>

	<p>われる)、既に存在するシステムを活用することを想定している。本指令が施行され、正式に規制がスタートするには少なくとも2年間の猶予があるため、タイプ I 環境ラベル機関として EU 市場へのアクセスを希望するのであれば、その間に検証を受ける必要がある。既存のタイプ I 環境ラベル制度は、ガバナンスに問題がないか、スキームオーナーは誰なのか、意思決定ルールはどうなっているのか、問題が起こった場合の苦情処理システムはどうなっているのか、そのスキームはすべての事業者がアクセスできるのか、基準は立証要件に沿って開発されているのかといった点について適合証明書を取得する必要がある。ただし、新しいスキームについてはさらに付加価値があるかどうかを説明しなければならない。その理由は、ISO 規格は主要な原則を示してはいるが、検証は行っていないからであり、そのため EU は検証をお願いするのである。</p>
<p>グリーン訴求指令等により、GPP にはどのような影響があるか。</p>	<p>調達担当者にとっては、何を調べばよいか分かりやすくなるだろう。課題の一つとして、環境配慮型製品の調達が義務化されていないことがある。そのため、調達担当者はどの環境ラベルが適切な環境ラベルであるか、どの主張が適切な主張なのかがよく理解できていないのが現状である。そのため、グリーン訴求指令案は一般消費者に限らず調達担当者にもメリットをもたらすものである。</p>
<p>EU 域内で製品の環境主張をする場合は、EU エコラベルや加盟国で公式に認められたエコラベルを取得する方向に移行させる意図はあるのか</p>	<p>そのような意図はなく、基本的な方針として EU エコラベルや加盟国のタイプ I 環境ラベルのみに収斂していくことは避けたいと考えている。この製品が「とても環境によい」、「環境にやさしい」といったグリーン訴求は、EU 全体で一般的に見られるもので、こういった一般的なグリーン訴求は、EU エコラベルや EU 加盟国のタイプ I 環境ラベルで認証を取得した場合を除き、認めたくないということである。</p>
<p>エコマークは日本のタイプ I 環境ラベルであり、グリーン訴求指令の対象外だと認識している。一方で、エコマークがついた製品が EU 市場に輸入され、流通する可能性があるが、この場合でも EC や加盟国の公的機関から事前に承認を受ける、あるいは日本のエコマークを削除してから EU 域内に輸出する等の措置は必要ないという理解でよいか。</p>	<p>検証・承認を受ける必要がある。さらに、事業者にとって意図せず EU 市場に輸入された製品にエコマークがついていた場合でも、エコマーク制度は検証(適合性評価)を受けていなければならない。まだ提案段階であるため最終決定はされていないものの、EU としては要件を満たしていない環境ラベルを市場から排除することを目指しており、認証を保有する事業者が問題なくロゴを使用できるように、タイプ I 環境ラベル機関は検証機関にコミュニケーションとガバナンスについて立証するよう依頼する必要がある。 検証については、EU 加盟国のいずれかで検証を受ければ、EU 全域にも適用されることになるだろう。</p>
<p>事業者の自己宣言環境ラベルは、実質、使用することができないという理解でよいか。</p>	<p>グリーン訴求指令案ではなく、既に合意している不公正取引慣行指令(UCPD)で規制されることであるが、環境ラベル制度は第三者認証であることが要件となる。つまり、事業者は独自の環境ラベルを作成することができなくなる。そして、消費者にとっても、環境ラベルは第三者認証のみであるという印象を与えることができ、環境ラベルの信頼性の向上につながるため、よいことであると考えている。ただし、一部のグループはこの方針に満足していないことは認識している。新しい環境ラベル制度を設立するのであれば、第三者認証制度にしなければならない。非常に多くの環境ラベルが存在するこ</p>

	<p>とは、市場や消費者の混乱を招くため、事業者がグリーン訴求をしたいのであれば、その主張を立証しなければならないし、環境ラベルであれば第三者認証制度でなければならない。</p>
<p>この指令の制定において、WTO ルールについて考慮したか。</p>	<p>欧州委員会として何かを提案する場合、当然、WTO 上の問題がないかは考慮しており、さもなければ通商関連部局から合意を得ることができない。貿易関係で生じる問題は起こしたくないため、WTO との整合については多くの時間を費やして、すべての人を公平に扱うことになるよう確認作業を行った。もちろんすべての関係者がその内容に満足するとは考えていないが、どの事業者にとっても、どの国にとっても不公平とならないよう考慮している。例えば、正当な理由なく新しい環境ラベル制度を設立することができないという要件の設定についても、すべての加盟国、国際的なパートナー、民間部門の環境ラベル、公的機関による環境ラベルにとって公平に扱うことが根底にある。</p> <p>実際に WTO にも草案を送り、いくつかのコメントや質問があったが、懸念はなかった。交渉を進めている欧州議会と欧州理事会も、通商問題で違反を指摘されることは望んでおらず、EU の内部機関による条項のチェックも行っている。まれに影響評価の結果によって提出基準に満たない条項が見つかることもあるため、内部の議論に多くの時間を費やす。それと同時に、提案を行った後は、欧州議会と 27 の加盟国にそれを受け入れてもらうよう説得する必要がある。彼らからさまざまな質問を受けるため、影響評価を実施することは重要である。</p>
<p>デジタル製品パスポート(DPP)の GPP やエコラベルへの影響はあるか。</p>	<p>デジタル製品パスポートが導入されれば、バリューチェーンを通じた情報提供に大きく役立つと思われる。製造事業者やバリューチェーン上の事業者はどのように製品が製造されるか把握しているが、行政はそのようなデータを収集することは容易ではなく、さらに消費者はその製品に何が含まれているのか、廃棄時にどのような処理がされるのかなど分かっていない状況である。そのため、EU としてはそのような様々な当事者のギャップを埋める必要があると考えており、デジタル製品パスポートがその課題解決の一助となるだろう。例えば、グリーン訴求指令案で要求される情報が、デジタル製品パスポートを通じて伝達されるようになれば、非常に素晴らしいこととなる。より具体的にいえば、適合証明書を取得できれば、それをデジタル製品パスポートに加えることができ、市場を監視する行政や小売業者などがその情報を確認することができる。そういった点から、デジタル製品パスポートは大きなメリットをもたらすだろう。しかし、繰り返しになるが、EU が要求する情報をどのように伝達するかは、事業者が選択することとなる。</p> <p>環境ラベルのロゴもデジタル製品パスポートに含めることができるかどうかは、デジタル製品パスポートの特性や情報保護、システム上の点からまだ多くのことを検討する必要がある、回答することはできない。現在、欧州の標準化団体に標準化の要請を行い、デジタル製品パスポートの基本要件を設定してもらっている。そして、どの製品分野を対象にするかによってデジタル製品パスポートに組み込む要件も変わってくるため、議論に時間がかかっている。電池を最優先に検討し、</p>

次点は繊維製品になる見込みである。分野によって盛り込む情報は変わり、詳細は欧州委員会の担当部署が確認していくことになる。

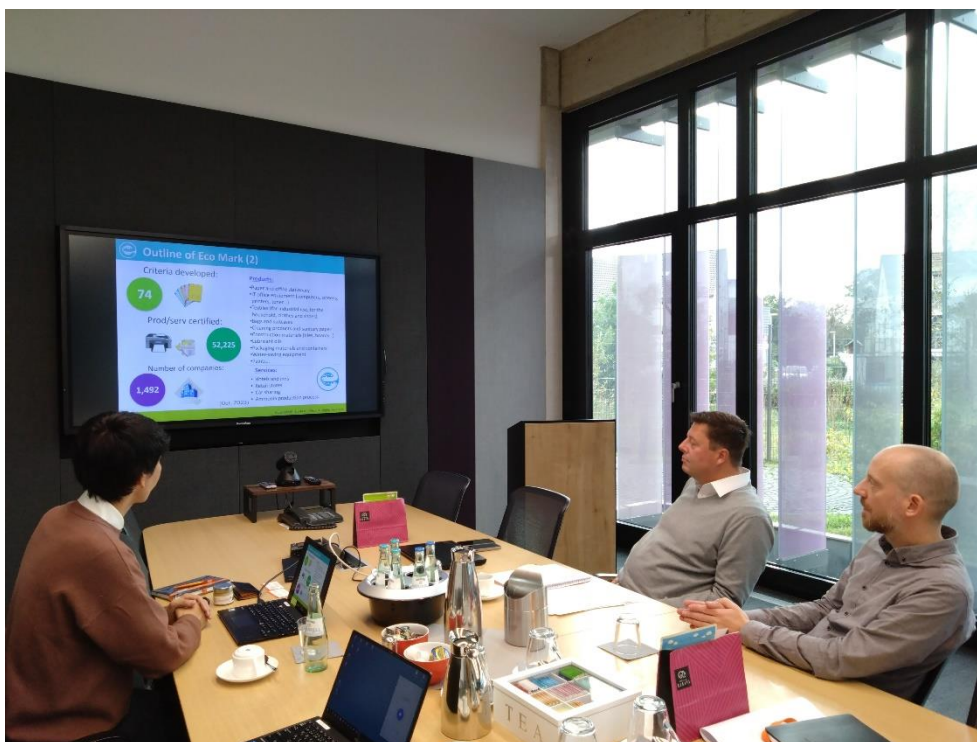


ヒアリングの様子

iii. RAL gGmbH

1.日時	2023年10月27日(金)
2.場所	RAL gGmbH (ドイツ・ボン)
3.ヒアリング先	団体名：RAL gGmbH ラベル名：ブルーエンジェル 担当者：Mr. Cristoph Esser 役職：Head of Environmental Labelling 担当者：Dr. Sebastian Burck 役職：Environmental Labelling
4.出席者	公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 基準・認証課長 大澤亮 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
5.ヒアリング内容	
質問	回答
ドイツは、どの法律を改正することによって、不公正取引慣行指令(UCPD)とグリーン訴求指	競争制限禁止法(GWB)に反映すると思われる。

<p>令を国内法に反映させる見込みか。</p>	
<p>UCPD 及びグリーン訴求指令によって、ドイツの GPP やブルーエンジェルにおいて制度上、影響を受けることを想定しているか。</p>	<p>ドイツ連邦環境庁と同じ見解で、GPP やブルーエンジェルに大きな影響を与えるものではないと考えており、むしろ環境ラベルを後押しするものと認識している。</p>
<p>ドイツの GPP やブルーエンジェルにカーボンフットプリント(CFP)に関する要件を組み込む予定はあるか。</p>	<p>ドイツ連邦環境庁の見解と同じ立場である。</p>
<p>DPP(デジタル製品パスポート)をドイツの GPP やブルーエンジェルの基準要件に組み込む可能性はあるか。 また、DPP にブルーエンジェルロゴや情報を組み込む可能性はあるか。</p>	<p>ドイツ連邦環境庁の見解と同じ立場である。</p>
<p>グリーン訴求指令案の要求事項にある認証機関の適合性評価について、ブルーエンジェル認証機関として、ISO17065 の取得が必要になると思うか。</p>	<p>ドイツの認証機関として ISO17065 規格に準拠した運営を行っているが、同規格認定は取得していない。グリーン訴求指令案にある認証機関の適合性評価については、これからの議論のなかで決定していくものと理解している。仮に要求事項として ISO17065 の認定を必要としないのであれば、ISO17029「適合性評価－妥当性確認/検証機関に対する一般要求事項」に従った認定を取得することで、グリーン訴求に関する検証要件を満たすものになると期待している。</p>



ヒアリングの様子

(3) まとめ

欧州委員会は、タイプ I 環境ラベル並びに十分な適合性を有さない環境ラベル以外の環境ラベルを市場から締め出す方針である。さらには、第三国のタイプ I 環境ラベルを取得し、環境主張を包装や本体等に付した製品が製造・販売事業者が意図しない手段で EU 市場に上市された場合でも規制の対象となることが分かった。これは、EU 市場での販売・輸出を行っていない日本事業者にとっても対策を講じる必要を意味し、特に環境特性を製品・サービスの強みとしてアピールする日本事業者にとっては、慎重な対応が求められる。日本のタイプ I 環境ラベルであるエコマーク制度を運営する公益財団法人日本環境協会は、ISO14024 に則ったタイプ I 環境ラベルであることを確認する GEN の内部監査システム GENICES の認定とともに認証機関の適格性を評価する ISO17065 を取得しており、グリーン訴求指令案の要求事項は満たすものと考えられる。欧州地域での検証は受ける必要があるが、検証を取得すれば、欧州への輸出等を行っている日本事業者にとっては、欧州で自ら立証を行う必要はなく、リスク削減につながることを期待される。さらに、欧州委員会とのヒアリングでは、グリーン訴求指令案によって調達担当者にとっても環境配慮型製品の判断や調達が容易になることで、GPP の実効性が高まることを期待しているとのコメントもあった。現在、グリーン訴求指令案は欧州議会や理事会、産業界との交渉を実施しており、これらの環境規制を規定する法令は EU 法体系で指令という位置付けであり、EU 加盟国の国内法に反映する形で運用される。EU 以外にも、アメリカやオーストラリア、ニュージーランド、インドでもガイドラインという形であるものの、方針を策定しており、グリーンウォッシュへの世界的な規制強化を鑑みると、日本においても何かしらの対策が求められる可能性があるため、今後継続した調査検討が期待される。